

市川市公立保育園 民営化ガイドライン

令和元年 11 月

市 川 市

いつも新しい流れがある 市川



目次



はじめに(公立保育園の民営化について)	2
I ガイドラインの位置付け	3
1 ガイドラインの目的	3
2 民営化の基本的な考え方	3
II 民営化のためのガイドライン	5
1 公立保育園の民営化の時期等について	5
2 民営化の基本的な進め方	6
(1)民営化までの基本的なスケジュール	6
(2)保護者説明会の実施	6
(3)引継法人(民間法人)の選定	7
(4)選定の基準	8
3 公立保育園から私立保育園(民営化) となった場合の違いについて	9
4 民営化により期待できる効果	10
5 民営化により実施する保育内容	10
6 引継保育及び移管について	11
7 民営化後の市の役割	11

はじめに（公立保育園の民営化について）

本市では、「市川市公共施設等総合管理計画」の具体的な実行計画として、各公共施設の再編・整備の実施方針、着手時期、具体的な手法について定める「公共施設個別計画（案）」が示されています。

公立保育園においても同計画の基本方針等を踏まえ、今後、老朽化等による改築又は改修等に合わせて、民間活力を積極的に活用する民営化を図ってまいります。

また、公立保育園に関する具体的な民営化の進め方等については、本ガイドラインの内容を基準とし、施設の状況、待機児童、市民ニーズ等を勘案しながら進めてまいります。

～民営化の背景～

現在、市川市内の保育園の約 85%が私立保育園となっており、民間事業者による運営が主流となっており、民間事業者による様々な保育サービスが拡大されております。

また、平成 16 年の国による三位一体の改革により、認可保育所の建設費・施設運営費などは、原則、民間施設のみが国・県からの財政支援を保障される制度になっており、公立保育園については、改修等に係る経費について国・県の支援（補助金等）が受けられません。また、令和元年 10 月からスタートする幼児教育・保育の無償化においては、公立保育園の無償化にかかる経費は全て市が負担することとなっていることから、公立保育園の運営費用はさらに増加することが予想されております。

本市が保有する公立保育所は、21 園中 14 園が建築後 40 年を経過しており、建替えや長寿命化の改修などをしなければならない時期を迎え、保育園の再編・整備に多額の経費が見込まれます。

このような背景から、市川市としては、老朽化等による改築又は改修等に合わせて、民営化を進めていくものです。

I ガイドラインの位置付け

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公立保育園の民営化について、進め方（スケジュール）、引継法人の選定方法、引継ぎ保育などについて、基本的な内容を示し、民営化に係る基本方針を定めるものです。民営化を進めるにあたっては、本ガイドラインを踏まえ、保護者のみなさまへ説明を行い、疑問や不安を解消できるように努めてまいります。



2 民営化の基本的な考え方

- (1) 「民営化」とは、既存の公立保育園の設置・運営主体を市川市から民間法人に移管することをいい、公立保育園から私立認可保育園に変わります。
- (2) 「公共施設総合管理計画・公共施設個別計画（案）」の方針に基づき、老朽化等により公立保育園の建替え・改修等が見込まれるときには、原則民営化を進めることを検討します。
- (3) 立地条件や施設状況により建替えが難しい場合、又は周辺に保育園が有り、統合が可能な場合は、統合・廃止することを検討します。
- (4) 民営化の検討において、各園の「具体的な計画」ができたときは、速やかに該当する園の保護者に対して説明会等を開催します。
- (5) 具体的な計画の公表は、原則 4 年度前までに行うものとし、民営化まで十分な期間をとります。在園児への影響を少なくするため、公表から民営化までの間に保護者に対して説明会等で情報提供を行い、意見交換・協議等を重ね、信頼関係の下に進めてまいります。
- (6) 引継先の運営法人となる民間法人の選定方法は、保護者との協議により決定いたします。
- (7) 運営主体となる民間法人が保育園の建替え等を行う場合は、国・市などの補助金を受けて実施します。
- (8) 在園児への影響及び保護者の不安を減らすため、必ず引継保育・合同保育を実施し、安定的かつ継続的に保育が引き継がれるようにします。
- (9) 民営化後の保育内容等については、民間法人からの提案により、市等と協議して決定します。

- (10) 市は、民営化を実施した後においても保育の質の維持・向上を図るため、協定に基づき一定の役割を担います。また、市の職員が園を訪問し、必要な助言・指導を行うなどの巡回支援を実施します。
- (11) 公立保育園の維持・継続については、その時々々の待機児童の状況、市民ニーズ、公立保育園の役割によって検討してまいります。



【市が注意すべき民営化のポイント】

①子どもへの十分な配慮

十分な引継ぎ保育を実施し、子どもへの影響がでないように努めます。民間法人の選定は、専門家、保護者等の意見を取り入れ、慎重に行います。

②保護者への十分な配慮

民営化に伴う疑問や不安を解消するため、十分な周知期間・情報提供・意見交換等を行ってまいります。

③保育の質の維持・向上

既存保育園での質の維持や向上をさせるため、民間法人と協定を締結し、協定内容が遵守されているかどうかチェックする体制を整えます。

Ⅱ 民営化のためのガイドライン

1 公立保育園の民営化の時期等について

- ① 「公共施設総合管理計画・公共施設個別計画（案）」の方針に基づき、老朽化等により公立保育園の建替え・改修等が必要になった際には、原則民営化及び統廃合を進めることを検討します。
- ② 園ごとの民営化の時期については、民営化される **4年度前まで**に公表します。

各園の民営化の時期

各園の個別具体的な計画は、民営化する4年度前までに公表し、保護者説明会等で説明いたします。

施設構造	対象園	民営化時期	考え方
木造	北方・若宮・大洲・ 富貴島・東大和田・ 中国分・大和田	令和5年～ 令和8年度	全ての園が建築から50年程度経っており、建替え等が必要になることから、公共施設個別計画（案）の第2期（令和5年度から令和8年度）に民営化若しくは統廃合します。
鉄骨 鉄筋コ ンクリ ート造	平田・新田・鬼高・ 行徳・曾谷・菅野・ 本北方・塩焼・ 稲荷木・塩焼第2・ 新田第2・塩浜・ 大野・香取	令和9年～	園舎の建築年数、構造、状況などにより建替え等が必要な時期（公共施設個別計画（案）の第3期以降）に民営化を検討します。

【参考】公共施設個別計画（案）における、建物構造別、改修及び建替えの時期

施設構造	改修時期	建替え時期
木造	—	築50年
鉄骨造 鉄筋コンクリート造	築30年	築60年

2 民営化の基本的な進め方

(1) 民営化までの基本的なスケジュール

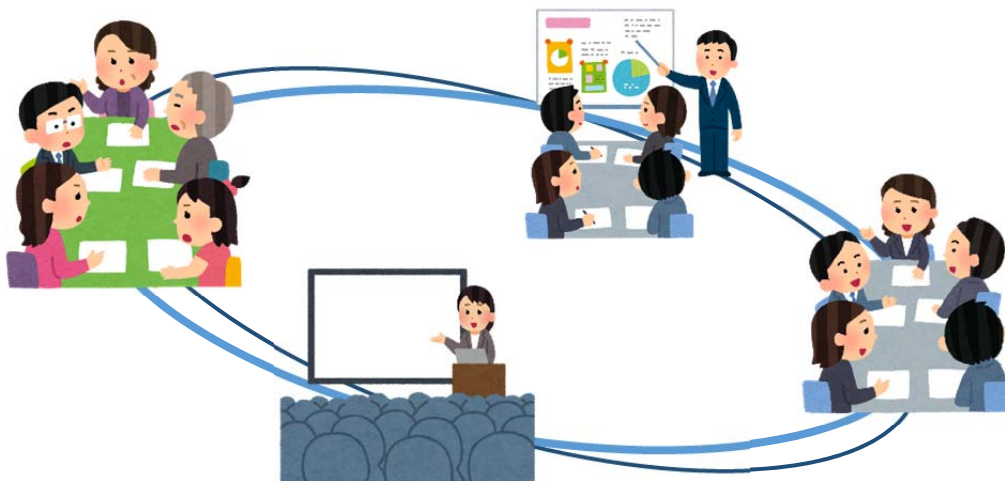
対象年度	実作業
～民営化4年度前	・民営化する各園の個別具体的な計画の公表 ・保護者説明会の開催
民営化3年度前	・引継法人選定に係る意見交換等 ・引継ぎのための意見交換等
民営化2年度前	・引継法人選定、決定（保護者代表等の審査への参加） ・法人顔合わせ
民営化1年度前	・市・保護者・引継法人での協議（協定書案の作成） ・引継保育開始
民営化実施年度	・民営化（4月） ・民営化後のアフターフォロー ・市の指導・監査等の受入れ

(2) 保護者説明会の実施

保護者説明会は、各園の個別具体的な計画の公表後速やかに実施し、保護者に対して情報提供いたします。また、保護者の意見や要望が反映できるような仕組みを整えます。

【主な内容】

- ・情報提供、意見交換
- ・引継法人（民間法人）の選定
- ・引継保育の実施方法
- ・民営化後の保育内容 など



(3) 引継法人（民間法人）の選定

①法人の募集

ア 引継法人は、公募による選定や法人を指名した上での選定など、保護者との協議により選定方法を決定いたします。

②運営主体

ア 引継法人は、安定的に保育を実施していく必要があることから、十分な認可保育園の実績等がある者とします。

また、当該実績等に係る実地調査を行って評価・選定することから、原則、実地調査が可能な地域での実績を求めるものとします。

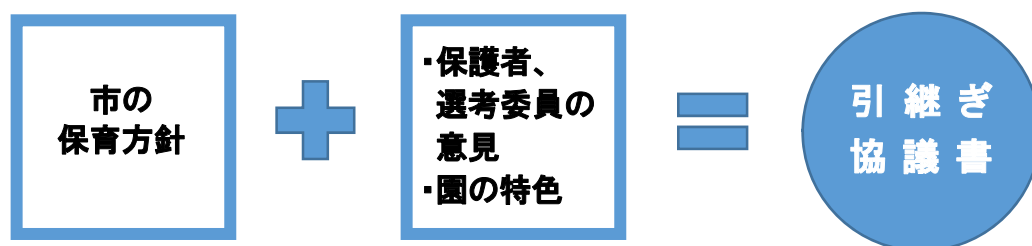
イ これまでの公立保育園の民営化（指定管理者制度の導入）において、運営主体は社会福祉法人としてきたことから、原則として社会福祉法人の中から引継法人を選定するものとします。

ただし、保護者の要望や保護者との十分な協議の中で、学校法人、NPO 法人、株式会社も運営主体とすることができます。

③法人の選定

ア 引継法人の選定は、法人の提案書類等に係る書類審査、当該法人が現に運営している施設の実地調査、ヒアリング、経営状況等を総合的に評価して決定いたします。

イ 引継法人の選定は、対象園ごとに「保護者の代表」、「保育・経営等の学識経験者」、及び「市」を構成員とした組織をつくり、当該組織により決定いたします。



(4) 選定の基準

選定の基準として、公立保育園の保育水準を満たし、経営が安定し、かつ、保育の質を向上することができる民間法人を選定するものとします。

【主な評価項目】

① 法人に関する事項

→ 運営実績、経営状況、職員の処遇、特別保育の実施など

② 保育園の施設及び設備に関する事項

③ 保育園の運営に関する事項

→ 保育計画、職員配置、給食（食物アレルギーへの対応）、安全管理、保護者との連携、情報公開 など

④ 実地調査に関する事項

→ 法人が現に運営している保育所についての実施調査における保育内容等

3 公立保育園から私立保育園（民営化）となった場合の違いについて

運営主体	⇒	市川市から民間法人に変わります。 (公立保育園→私立認可保育園)
保育料	⇒	公立保育園と同じです。民営化により高くなることはありません。 保育料の納入方法も同じです。 保育料以外の実費徴収は、現状の保育を継続する観点から、原則徴収しない予定です。
保育士	⇒	市川市の職員（保育士）から民間法人の保育士に代わります。 代わる際には、引継保育の期間を設けます。
保育内容	⇒	公立保育園の保育内容を引き継ぎつつ、民間法人のノウハウ等を活かしたサービスの向上・充実が図れます。
開園時間等	⇒	今までどおり行われます。土曜日保育・延長保育についても今までどおりです。
延長保育	⇒	今までどおりの時間を原則とし、保護者との協議のうえ、拡大することも可能です。 延長保育時間拡大による利用料徴収の予定はありません。
給食	⇒	引継法人の栄養士が作成する献立に基づき、自園調理の給食が提供されます。
入園手続き	⇒	民営化されることにより、新たに入園手続きが発生することはありません。民営化後も継続して利用することが可能です。

4 民営化により期待できる効果

(1) 保育内容の多様化

- ・産休明け保育、休日保育、延長保育の実施など、利用者の多様な保育ニーズに沿った保育の実施

(2) 柔軟性の向上

- ・保育事業者と保護者間で合意された保育サービス等を迅速に実施

(3) 市負担の軽減

- ・民間法人が施設運営する経費については、国からの財政支援が保障

5 民営化により実施する保育内容

次に記載する公立保育園の保育内容を基準として、これを上回る保育サービスの実施も民間法人の提案により可能となります。

開所日	⇒	日曜、祝日及び年末年始を除く、月曜日から土曜日
開所時間	⇒	7:15~19:15
職員配置	⇒	・園長 1人 ・主任保育士 1人 ・栄養士 1人 ・看護師 1人 ・保育士 0歳児：乳幼児3人に1人 1,2歳児：乳幼児5人に1人 3歳児：幼児20人に1人 4,5歳児：幼児30人に1人 その他フリー保育士1人
給食の提供	⇒	アレルギー児への対応を含む、自園調理による完全給食を提供

6 引継保育及び移管について

(1) 引継・合同保育

- ア 子どもへの影響が出ないように十分な引継・合同保育期間を設け、安定的に保育を引継ぐようにします。
- イ 基本的に、民営化の1年前から園長及び主任保育士への引継ぎをはじめ、少なくとも3ヶ月前から、対象園の公立保育園保育士及び新園に着任予定の保育士による合同保育を行います。
- ウ 主な引継ぎ内容は、子どもの日常の様子、健康・発育状態、子ども一人ひとりの保育内容、年間行事、安全対策、保健衛生などについても十分に引継ぎます。

(2) 建物等の引継法人への移管について

民営化後も引継法人が安定的に保育を行えるよう園舎等は、次のように移管することを予定しています。

- ・土地・・・原則引継法人へ貸付を行います。(賃料が発生します。)
- ・建物・・・既存の公立保育園の園舎を民営化後も使用する場合は、原則無償譲渡します。建物の建替えを行う場合は、引継法人が建替え、所有することになります。
- ・備品・・・無償譲渡します。

7 民営化後の市の役割

- (1) 民営化後は市と引継法人の間で、協定書を締結します。この協定書に基づき、市が一定の役割を担います。
- (2) 協定書においては、募集時に示した要件(募集要項・仕様書等)、法人の提案事項として採用された内容、その他市川市保育のガイドラインに定められている内容等について、引継ぎ法人が遵守しなければならない項目を定めます。
- (3) 民営化後も市の職員が定期的に園を訪問する巡回支援を実施し、協定書に定めた保育内容の履行状況の確認や、園に対し必要な指導・助言などを行い、保育の質が維持・向上するようにフォローいたします。
- (4) 民営化後1年間は、保護者、引継法人、市の三者において、引継園での運営内容等について協議する機会を設定します。課題がある場合は解決に努めます。また、保護者会等の求めに応じて随時協議いたします。

